

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第 71 号)

令和 8 年 5 月 29 日

徳情個審答申第 71 号

令和 8 年 5 月 29 日

審査庁

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島内 保彦

個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において読み替えて
準用する同条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 12 月 25 日付け行財発第 42 号により徳島市長から諮問のありました保有個人情報の部分開示決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市長が行った本件保有個人情報部分開示決定処分（令和 7 年 9 月 11 日付け生福発第 2254 号。以下「本件処分」という。）は、その不開示に係る判断について妥当性を欠くこと、また、理由の提示に係る不備が認められることから、その不開示とした部分を取り消し、当該部分について、処分庁において改めて開示・不開示について検討した上で、決定を行うべきである。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 7 年 8 月 4 日、徳島市長に対し、自身の生活保護の受給に関し、「生活保護受給開始から現在に至るまでのケース記録票、病院に提出している書類一式」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示を求め、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 76 条第 1 項に基づく保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。本件開示請求に係る開示請求書には、本件請求対象保有個人情報に関し、「外来病状調査票、給付要否意見書、移送費、保護変更決定通知書の全て」について開示を求める旨の記載がなされていた。
- 2 処分担当課は、次に掲げる文書を本件請求対象保有個人情報として特

定したが、本件請求対象保有個人情報には開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより当該開示請求者以外の個人を特定できる可能性があるため、法第78条第1項第2号に該当することを理由として、法第82条第1項の規定に基づき本件処分をした。

- (1) ケース記録票（申請時から現在まで）
 - (2) 病院に提出している書類一式
 - (3) 保護受給後に受診した全ての病院に関する病状調査票全て
 - (4) 保護受給後に受診した全ての病院に関する給付要否意見書全て
 - (5) 移送費の全て
 - (6) 保護変更決定通知書の全て（申請時から現在まで）
- 3 審査請求人は、令和7年12月15日、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 4 徳島市長は、令和7年12月25日、当審査会に本件審査請求に係る諮問を行った。

なお、本件諮問に関しては、審査庁における審理手続において、処分担当課に対し弁明書の提出を求めたところ、令和8年1月19日付けで弁明書が提出され、同月27日付けで審査庁から当審査会に対し送付があった。同様に、審査庁における審理手続において、審査請求人に対し反論書の提出を求めたが、審査請求人から反論書の提出はなかった。

また、当審査会から審査請求人に対し、令和8年1月30日付けで徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条の規定に基づく意見陳述の申立てについて通知したが、意見陳述の申立てはなかった。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 本件処分により不開示とされた部分には、審査請求人が知るべき重要な事実が含まれている可能性が非常に高く、当該部分が不開示とされる法的根拠が不明確であり、審査請求人は正当な利益を侵害されている。
- 2 部分開示された保有個人情報のうちケース記録票（以下「本件ケース記録票」という。）については、不開示とされた部分に審査請求人自身の発言や審査請求人に対する評価等の情報が含まれていると推測され、当該部分が開示されなければ、本件処分の全体像を把握することができず、

審査請求人の正当な権利の行使に支障をきたす。

- 3 前記 1 及び 2 の理由から、本件ケース記録票について、不開示部分を全部開示するよう求める。

第 4 徳島市長の主張の要旨

- 1 本件処分により不開示とした部分については、法第 78 条第 1 項第 2 号並びに同項第 3 号イ及びロに該当することを理由に不開示としたものであり、本件処分に違法性はない。
- 2 本件処分により不開示とした部分については、審査請求人が主張するような審査請求人自身の発言や審査請求人に対する評価等の情報は含まれておらず、審査請求人が主張するような本件処分の全体像の把握が阻害されるような事情が存在しない。
- 3 審査請求人は、本件処分により審査請求人の正当な権利の行使に支障をきたすと主張するが、審査請求人が主張する「正当な権利の行使」の具体的な内容が明らかではなく、審査請求人の権利の行使に支障をきたす事情や本件処分により不開示とした部分を開示すべき事情は認められない。

第 5 当審査会の判断

1 争点

本件審査請求における争点は、次の 2 点である。

- (1) 本件ケース記録票につき、不開示部分を不開示としたことが、法の規定や解釈に照らし妥当であるかどうか
- (2) 本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書における理由の提示が妥当であるかどうか

2 検討

(1) 検討の手法

本件審査請求に係る審議及び検討については、本件ケース記録票における不開示部分に関し、審査請求書、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書及び弁明書の記載からは、当該不開示部分に記載されている情報の内容や性質が明らかではなく、前記 1 に示す各争点に係る妥当性を直ちに判断することができない。

このため、当審査会では、諮問実施機関（処分担当課）に対し、本件ケース記録票の提示を求め、実際に本件ケース記録票を見分する手

法（イン・カメラ審理）により、審議を行った。

(2) イン・カメラ審理の結果及び当該結果を踏まえた判断

イン・カメラ審理の結果、本件ケース記録票において不開示とされている情報については、その内容及び性質から、不開示とすることが妥当とはいえないものが相当数の箇所見受けられた。

不開示とすることが妥当とはいえない情報は、概ね次のアからエまでに掲げる類型に大別され、当該類型ごとの本件処分の妥当性に係る当審査会の判断は、それぞれアからエまでに示すとおりである。

ア 不開示とすべき情報に当たる余地のないもの

本件ケース記録票において不開示とされている情報の中に、記録が記載された日付等の情報があった。

これらの情報は、単に記録の対象となる事象があった日付を示すものであるなど、そもそも法に定める不開示情報には該当し得ない情報であるから、当該情報を不開示としたことは妥当とはいえない。

イ 開示請求者以外の個人に係る情報であるが、慣行として開示請求者が知りうるもの

本件ケース記録票において不開示とされている情報の中に、審査請求人以外の個人との協議を審査請求人同席の下に行った記録等における当該審査請求人以外の個人の属性等を示す情報があった。

これらの情報は、たしかに、法第 78 条第 1 項各号に掲げる不開示情報のうち同項第 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別するものに該当するものであるが、その一方で、審査請求人本人が同席している等の事情に鑑みれば、同号ただし書イに規定する慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当する可能性がある。

この点に関し、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イにいう「慣行として」の意義は、事実上の慣習として知ることができることをいうものとされているところ、上記の審査請求人以外の個人との協議を審査請求人同席の下に行った記録等における当該審査請求人以外の個人の属性等を示す情報については、当該審査請求人以外の個人は審査請求人と同席をする等していたのであり、審査請求人はその氏名や属性等を当然に了知していたと解するのが相当であって、当該情報を不開示としたことは妥当とはいえない。

ウ 事務執行支障情報に当たる可能性があるが、開示している部分と

の整合性を欠くため、事務執行支障情報に当たるとはいえないもの

本件ケース記録票において不開示とされている情報の中に、審査請求人とのやり取りに係る記録であって、審査請求人に対する関係職員の評価等を示す内容を含むものについて、その全体を不開示としている箇所があった。

これらの箇所に記載された情報は、いずれも生活保護の受給者に対し、一定の期間にわたり密接な関係を構築し支援を行うことを通例とする生活保護関係事務の特性上、関係職員による一方的な評価等を示す情報を開示することになれば、両者間の関係に破綻をきたすおそれがある等の理由により不開示とすることが想定される情報であり、法第78条第1項各号に掲げる不開示事由のうち、同項第7号の「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報（以下「事務執行支障情報」という。）に該当する可能性があるものである。

しかし、その一方で、本件ケース記録票の他の部分においては、これらの情報と同種の情報を記載している他の箇所を開示していることが認められた。

同種の情報が既に開示されている以上、このウにおいて検討・判断の対象としている情報が事務執行支障情報に該当するものと直ちにいうことはできず、またこれらの情報を不開示とすることは、同一の処分における判断の整合性を欠くことから、当該情報を不開示としたことは妥当とはいえない。

加えて、仮に当該情報を不開示とする場合、その理由は事務執行支障情報に該当することであって、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書において示されている、法第78条第1項第2号に該当することではない。

したがって、法第78条第1項第2号を根拠としてこのウにおいて検討・判断の対象としている情報を不開示とした本件処分には、理由提示の不備があることは明らかであり、仮に不開示とした判断自体は妥当であったとしても、当該不備を理由として取消しを免れないものである。

エ 事務執行支障情報に当たるといえるが、理由の提示に不備があるもの

本件ケース記録票において不開示とされている情報の中に、審査

請求人に対する対応・支援等の方針を記載した箇所を不開示としているものがあった。

仮に当該箇所を不開示とする場合、その理由としては、当該箇所には生活保護の受給者に対する対応・支援等の方針を福祉事務所内において決定した根拠・過程を示す情報が記載されており、当該箇所を開示することになれば、被支援者たる生活保護の受給者には明らかにされることのない当該根拠・過程が明らかにされることとなり、今後の方針の立案や当該方針に基づく生活保護関係事務の適正な実施に支障をきたすおそれがある等の理由が想定されるところである。

しかし、その理由は、前記ウにおいて検討・判断した情報と同様に、事務執行支障情報に該当することによるものであるから、法第78条第1項第2号を根拠として当該箇所を不開示とした本件処分には、理由提示の不備があることは明らかであり、仮に不開示とした判断自体は妥当であったとしても、当該不備を理由として取消しを免れないものである。

3 理由の提示について

本件処分における理由の提示に関し、徳島市長は、本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書において、その理由を法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が含まれていることを理由としているが、本件審査請求において審査庁に提出した弁明書においては、前記第4の1のとおり、同号だけでなく、同項第3号イ及びロに該当する情報が含まれていることを理由として挙げている。

この点に関し、当審査会におけるイン・カメラ審理で見分したところ、徳島市長が弁明書において主張するような法第78条第1項第3号イ及びロに該当するものと思料される情報を確認することはできなかった。

仮に徳島市長の主張するとおり、本件ケース記録票に法第78条第1項第3号に該当する情報が含まれており、当該情報を不開示とする取扱いをしていたとしても、その理由は本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書において適切に提示されるべきものであり、そのような取扱いをしていた場合、本件処分は理由提示の不備があることを理由として取消しを免れないものである。

4 小括

前記2における検討のとおり、本件処分は、前記2の(2)のアからウま

でに係る部分についてはその不開示に係る判断について妥当性を欠くこと、エに係る部分については理由の提示に係る不備が認められることから、その不開示とした部分を取り消し、当該部分について、処分庁において改めて開示・不開示について検討した上で決定を行うべきである。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

当審査会の判断は以上であるが、本件処分に係る開示・不開示の検討等について、若干付言することとする。

当審査会では、本件審査請求に係る審議の過程でイン・カメラ審理を行い、本件ケース記録票について見分したところであるが、その結果、不開示とした情報と同種の情報を別の箇所においては開示とするなど、本件処分に係る開示・不開示の判断に係る一貫性を欠く点が見受けられたことは、前記第5の2の(2)のとおりである。

また、上記の点とは別に、全部開示をされている箇所について、その内容に法第78条第1項第3号に該当する不開示情報（法人情報）や事務執行支障情報に該当するものとして不開示とすべき情報が含まれているように思料される箇所が散見されたところである。

当該箇所については、全部開示をされており、本件審査請求の対象とされているところではないため、当審査会として特段判断をするものではない。

しかし、本来不開示とすべき、あるいは、不開示とすることが妥当である情報を誤って開示することとなれば、当該情報に係る個人・法人等の当事者に対し予期せぬ不利益が及ぶおそれが考えられるところであり、不開示情報を開示しないことによる保護法益を考慮した法第78条の趣旨を没却することにもなりかねない。

この点も踏まえ、実施機関には、保有個人情報の開示請求に対し開示決定等を行うに当たっては、開示・不開示に関する検討・判断を適切かつ慎重に行うことを強く求める。

以 上

《参考1》

答申の決定に関与した委員

会長	島内 保彦
委員	島尾 大次
委員	三木田 尚美
委員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年月日	審議経過
令和7年12月25日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和8年1月26日 (7年度第8回審査会)	諮問について事務局から説明を行った。
令和8年1月27日	徳島市長から弁明書の送付を受けた。
令和8年2月26日 (7年度第9回審査会)	審議を行った。
令和8年4月10日 (8年度第1回審査会)	審議を行った。
令和8年4月24日 (8年度第2回審査会)	答申案の検討を行った。
令和8年5月29日 (8年度第3回審査会)	答申案の検討を行った。